

Ⅲ－７ 泉南水道事業編

1	泉南水道事業の概要	——	122
2	原水及び水道水の水質状況、水質管理上の留意点	——	124
3	水質検査地点、水質検査項目及び検査頻度	——	124

1. 泉南水道事業の概要

泉南水道事業では、全量を水道用水供給事業から受水し、給水しています。

(1) 給水状況

表 1 給水状況（令和 5 年度）

給 水 人 口	57,147 人(令和 6 年 3 月末現在)
普 及 率	99.9%
給 水 戸 数	22,600 戸(令和 6 年 3 月末現在)
年 間 給 水 量	7,080,186 m ³
一 日 最 大 給 水 量	21,290 m ³ （令和 5 年 12 月 30 日）
一 日 平 均 給 水 量	19,344 m ³
一 人 一 日 給 水 量	339 L

(2) 配水系統及び給水区域

配水系統は図 1、給水区域は図 2 のとおりです。

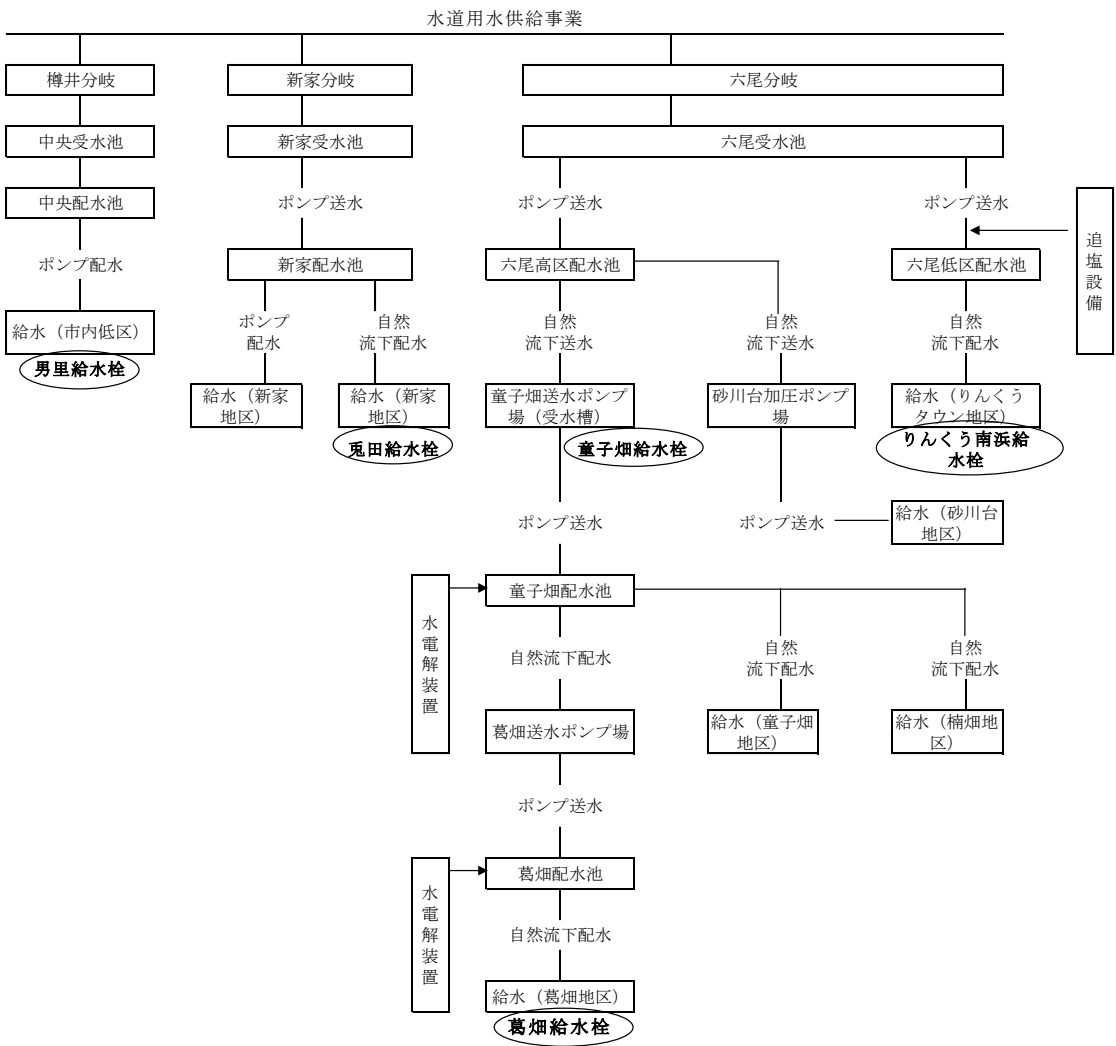


図 1 配水系統図

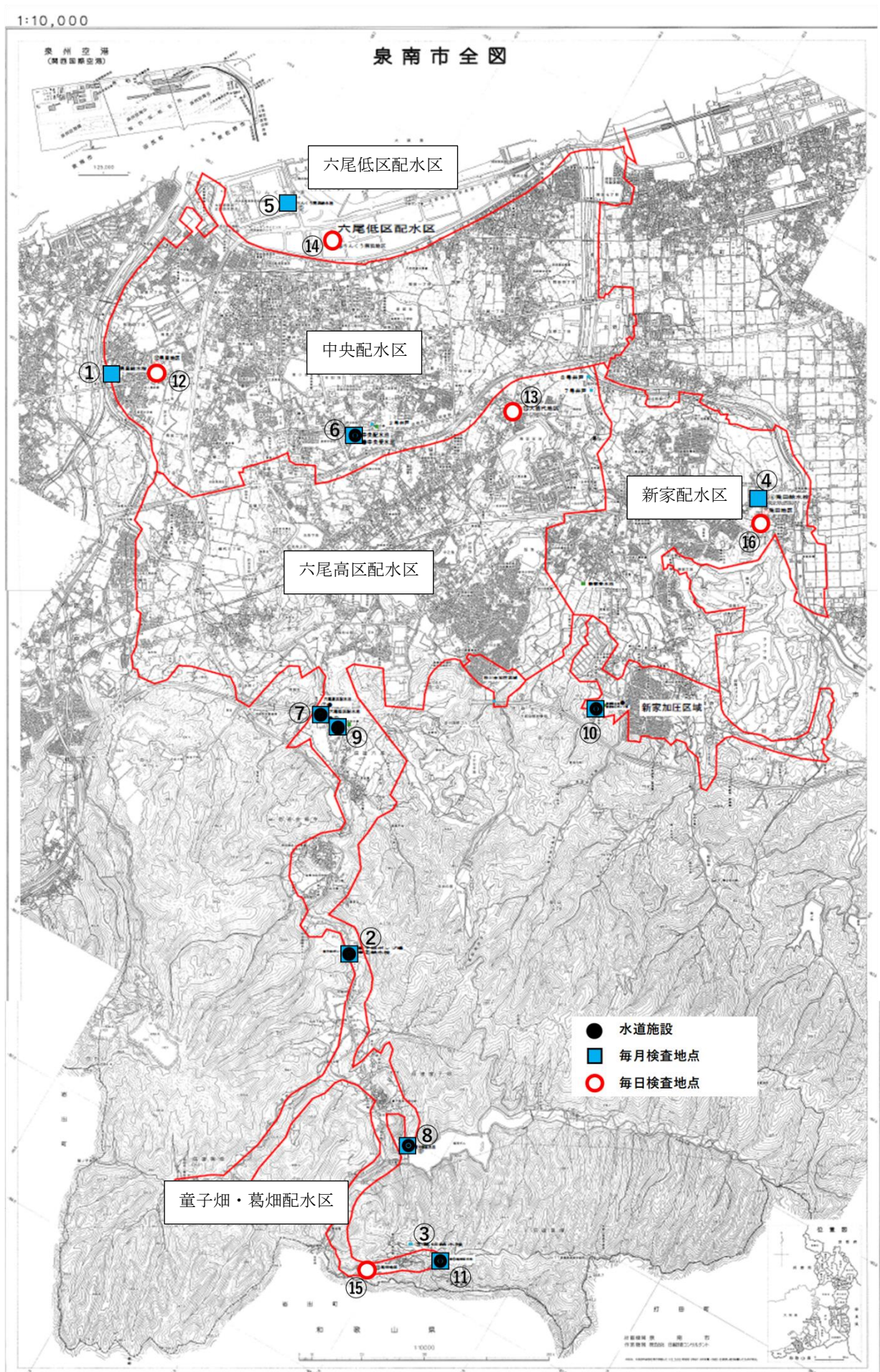


図2 給水区域図

2. 原水及び水道水の水質状況、水質管理上の留意点

(1) 水道用水供給事業からの受水状況

水道用水供給事業では、全量を高度浄水処理水として供給しており、すべての水道水質基準項目について基準値を満足しています。

(2) 水道水の水質状況

全量を水道用水供給事業から受水し、すべての水道水質基準項目について基準値を満足しており、安全で良質な水をお届けしています。

水質管理上、消毒副生成物^{*1}の上昇、残留塩素^{*2}の低下について注意が必要です。

^{*1}：消毒用の塩素と有機物が反応して生成される副生成物。

^{*2}：水道水の衛生上、必要な措置として塩素消毒を行うことが法により義務づけられています。

残留塩素とは、水道水中に消毒効果のある状態で残っている塩素のことです。

3. 水質検査地点、水質検査項目及び検査頻度

(1) 検査地点（図1、図2及び表2参照、表2の括弧内の番号は図2の番号）

水道法第20条第1項（水道法施行規則第15条）の規定により行う水質検査地点は、給水栓を原則とし、供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定します。

1) 毎日検査

市内5か所の給水栓において実施します。

2) 毎月検査

市内5か所の給水栓と6か所の配水池出口において実施します。

表 2 検査地点

	検査地点	毎日検査	毎月検査
中央配水区	中央配水池 (⑥)		■
	男里給水栓 (①)		■
	男里地区 (⑫)	○	
六尾高区配水区	六尾高区配水池 (⑦)		■
	童子畑送水ポンプ場給水栓 (②)		■
	大苗代地区 (⑬)	○	
六尾低区配水区	六尾低区配水池 (⑨)		■
	りんくう南浜給水栓 (⑤)		■
	りんくう南浜地区 (⑭)	○	
新家配水区	新家配水池 (⑩)		■
	兎田給水栓 (④)		■
	兎田地区 (⑯)	○	
童子畑・葛畑配水区	童子畑配水池 (⑧)		■
	葛畑配水池 (⑪)		■
	葛畑給水栓 (③)		■
	葛畑地区 (⑮)	○	

(2) 水質検査項目及び検査頻度

1) 毎日検査

法令に基づき、1日1回の頻度で、色、濁り、消毒の残留効果(遊離残留塩素)の確認を行います。

2) 毎月検査

各検査地点における検査項目及び検査頻度については、表3-1～表3-5のとおりです。

受水する水道水については、原水と位置づけて水道水質基準項目の検査を少なくとも年1回実施することとされており、水道用水供給事業が行う近傍の水質検査結果を活用することが可能です。そのため、岬分岐の結果を活用します。

3) 水質管理目標設定項目の検査

表5のとおり検査を行います。

表 3－1 水質基準項目及び検査頻度 給水栓（中央配水区）

番号	項目	基準値 (mg/L)	法令及び通知に 基づく 検査頻度	過去 3 年間の最高値 ^{*1}		検査頻度 (回/年)	
				代替地点	給水栓	代替地点	給水栓
				中央配水池	男里給水栓	中央配水池	男里給水栓
基 01	一般細菌	100 集落以下/mL	年 12 回	—	0	—	12
基 02	大腸菌	検出されないこと		—	検出せず	—	12
基 03	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	年 4 回	<0.0003	—	1	— ^{*2*3}
基 04	水銀及びその化合物	0.0005 以下		<0.00005	—	1	— ^{*2*3}
基 05	セレン及びその化合物	0.01 以下		<0.001	—	1	— ^{*2*3}
基 06	鉛及びその化合物	0.01 以下	年 4 回	—	<0.001	—	4
基 07	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	年 4 回	<0.001	—	1	— ^{*2*3}
基 08	六価クロム化合物	0.02 以下	年 4 回	—	<0.002	—	1 ^{*2}
基 09	亜硝酸態窒素	0.04 以下	年 4 回	—	<0.004	—	4
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	年 4 回	—	<0.001	—	4
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	年 12 回	—	1.25	—	12
基 12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	年 4 回	—	0.10	—	4
基 13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	年 4 回	<0.1	—	1	— ^{*2*3}
基 14	四塩化炭素	0.002 以下		<0.0002	—	1	— ^{*2*3}
基 15	1,4－ジオキサン	0.05 以下		<0.005	—	1	— ^{*2*3}
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下		<0.004	—	1	— ^{*2*3}
基 17	ジクロロメタン	0.02 以下		<0.002	—	1	— ^{*2*3}
基 18	テトラクロロエチレン	0.01 以下		<0.001	—	1	— ^{*2*3}
基 19	トリクロロエチレン	0.01 以下		<0.001	—	1	— ^{*2*3}
基 20	ベンゼン	0.01 以下		<0.001	—	1	— ^{*2*3}
基 21	塩素酸	0.6 以下	年 4 回	—	0.09	—	4
基 22	クロロ酢酸	0.02 以下		—	<0.002	—	4
基 23	クロロホルム	0.06 以下		—	0.020	—	4
基 24	ジクロロ酢酸	0.03 以下		—	0.004	—	4
基 25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下		—	0.01	—	4
基 26	臭素酸	0.01 以下		—	0.005	—	4
基 27	総トリハロメタン	0.1 以下		—	0.05	—	4
基 28	トリクロロ酢酸	0.03 以下		—	<0.003	—	4
基 29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下		—	0.017	—	4
基 30	ブロモホルム	0.09 以下		—	<0.009	—	4
基 31	ホルムアルデヒド	0.08 以下		—	<0.008	—	4
基 32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	年 4 回	—	<0.1	—	1 ^{*2}
基 33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下		—	<0.02	—	4
基 34	鉄及びその化合物	0.3 以下	年 12 回	—	<0.03	—	12
基 35	銅及びその化合物	1.0 以下	年 4 回	—	<0.1	—	4
基 36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	年 4 回	—	17.6	—	4
基 37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	年 12 回	—	<0.005	—	12
基 38	塩化物イオン	200 以下		—	22.1	—	12
基 39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	年 4 回	—	46.0	—	4
基 40	蒸発残留物	500 以下		—	114	—	4
基 41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	年 4 回	<0.02	—	1	— ^{*2*3}
基 42	ジェオスミン	0.00001 以下	発生時期に月 1 回	—	<0.000001	—	1 ^{*4}
基 43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下		—	<0.000001	—	1 ^{*4}
基 44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	年 4 回	<0.002	—	1	— ^{*2*3}
基 45	フェノール類	0.005 以下	年 4 回	<0.0005	—	1	— ^{*2*3}
基 46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	年 12 回	—	0.9	—	12
基 47	pH 値	5.8～8.6		—	7.4～7.8	—	12
基 48	味	異常でないこと		—	異常なし	—	12
基 49	臭気	異常でないこと		—	異常なし	—	12
基 50	色度	5 度以下		—	0.5	—	12
基 51	濁度	2 度以下		—	<0.1	—	12

表 3-2 水質基準項目及び検査頻度 給水栓（六尾高区配水区）

番号	項目	基準値 (mg/L)	法令及び通知に 基づく 検査頻度	過去 3 年間の最高値 ^{*1}		検査頻度 (回/年)	
				代替地点	給水栓	代替地点	給水栓
				六尾高区配 水池	童子畑送水 ポンプ場給 水栓	六尾高区配 水池	童子畑送水 ポンプ場給 水栓
基 01	一般細菌	100 集落以下/mL	年 12 回	—	0	—	12
基 02	大腸菌	検出されないこと		—	検出せず	—	12
基 03	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	年 4 回	<0.0003	—	1	—*2*3
基 04	水銀及びその化合物	0.0005 以下		<0.00005	—	1	—*2*3
基 05	セレン及びその化合物	0.01 以下		<0.001	—	1	—*2*3
基 06	鉛及びその化合物	0.01 以下	年 4 回	—	0.003	—	4
基 07	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	年 4 回	<0.001	—	1	—*2*3
基 08	六価クロム化合物	0.02 以下	年 4 回	—	<0.002	—	1*2
基 09	亜硝酸態窒素	0.04 以下	年 4 回	—	<0.004	—	4
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	年 4 回	—	<0.001	—	4
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	年 12 回	—	1.24	—	12
基 12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	年 4 回	—	0.10	—	4
基 13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	年 4 回	<0.1	—	1	—*2*3
基 14	四塩化炭素	0.002 以下		<0.0002	—	1	—*2*3
基 15	1,4-ジオキサン	0.05 以下		<0.005	—	1	—*2*3
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下		<0.004	—	1	—*2*3
基 17	ジクロロメタン	0.02 以下		<0.002	—	1	—*2*3
基 18	テトラクロロエチレン	0.01 以下		<0.001	—	1	—*2*3
基 19	トリクロロエチレン	0.01 以下		<0.001	—	1	—*2*3
基 20	ベンゼン	0.01 以下		<0.001	—	1	—*2*3
基 21	塩素酸	0.6 以下	年 4 回	—	0.12	—	4
基 22	クロロ酢酸	0.02 以下		—	<0.002	—	4
基 23	クロロホルム	0.06 以下		—	0.020	—	4
基 24	ジクロロ酢酸	0.03 以下		—	0.005	—	4
基 25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下		—	0.01	—	4
基 26	臭素酸	0.01 以下		—	0.005	—	4
基 27	総トリハロメタン	0.1 以下		—	0.05	—	4
基 28	トリクロロ酢酸	0.03 以下		—	0.003	—	4
基 29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下		—	0.017	—	4
基 30	ブロモホルム	0.09 以下		—	<0.009	—	4
基 31	ホルムアルデヒド	0.08 以下		—	<0.008	—	4
基 32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	年 4 回	—	<0.1	—	1*2
基 33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下		—	<0.02	—	4
基 34	鉄及びその化合物	0.3 以下	年 12 回	—	<0.03	—	12
基 35	銅及びその化合物	1.0 以下	年 4 回	—	<0.1	—	4
基 36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	年 4 回	—	16.8	—	4
基 37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	年 12 回	—	<0.005	—	12
基 38	塩化物イオン	200 以下		—	21.4	—	12
基 39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	年 4 回	—	45.7	—	4
基 40	蒸発残留物	500 以下		—	111	—	4
基 41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	年 4 回	<0.02	—	1	—*2*3
基 42	ジェオスミン	0.00001 以下	発生時期に月 1 回	—	<0.000001	—	1*4
基 43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下		—	<0.000001	—	1*4
基 44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	年 4 回	<0.002	—	1	—*2*3
基 45	フェノール類	0.005 以下	年 4 回	<0.0005	—	1	—*2*3
基 46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	年 12 回	—	0.8	—	12
基 47	pH 値	5.8～8.6		—	7.4～7.8	—	12
基 48	味	異常でないこと		—	異常なし	—	12
基 49	臭気	異常でないこと		—	異常なし	—	12
基 50	色度	5 度以下		—	0.5	—	12
基 51	濁度	2 度以下		—	<0.1	—	12

表 3-3 水質基準項目及び検査頻度 給水栓（六尾低区配水区）

番号	項目	基準値 (mg/L)	法令及び通知に 基づく 検査頻度	過去 3 年間の最高値 ^{*1}		検査頻度 (回/年)	
				代替地点	給水栓	代替地点	給水栓
				六尾低区配 水池	りんくう南浜 給水栓	六尾低区配 水池	りんくう南 浜給水栓
基 01	一般細菌	100 集落以下/mL	年 12 回	—	0	—	12
基 02	大腸菌	検出されないこと		—	検出せず	—	12
基 03	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	年 4 回	<0.0003	—	1	—*2*3
基 04	水銀及びその化合物	0.0005 以下		<0.00005	—	1	—*2*3
基 05	セレン及びその化合物	0.01 以下		<0.001	—	1	—*2*3
基 06	鉛及びその化合物	0.01 以下	年 4 回	—	0.001	—	4
基 07	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	年 4 回	<0.001	—	1	—*2*3
基 08	六価クロム化合物	0.02 以下	年 4 回	—	<0.002	—	1*2
基 09	亜硝酸態窒素	0.04 以下	年 4 回	—	<0.004	—	4
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	年 4 回	—	<0.001	—	4
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	年 12 回	—	1.20	—	12
基 12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	年 4 回	—	0.10	—	4
基 13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	年 4 回	<0.1	—	1	—*2*3
基 14	四塩化炭素	0.002 以下		<0.0002	—	1	—*2*3
基 15	1,4-ジオキサン	0.05 以下		<0.005	—	1	—*2*3
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下		<0.004	—	1	—*2*3
基 17	ジクロロメタン	0.02 以下		<0.002	—	1	—*2*3
基 18	テトラクロロエチレン	0.01 以下		<0.001	—	1	—*2*3
基 19	トリクロロエチレン	0.01 以下		<0.001	—	1	—*2*3
基 20	ベンゼン	0.01 以下		<0.001	—	1	—*2*3
基 21	塩素酸	0.6 以下	年 4 回	—	0.15	—	4
基 22	クロロ酢酸	0.02 以下		—	<0.002	—	4
基 23	クロロホルム	0.06 以下		—	0.016	—	4
基 24	ジクロロ酢酸	0.03 以下		—	0.009	—	4
基 25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下		—	<0.01	—	4
基 26	臭素酸	0.01 以下		—	0.005	—	4
基 27	総トリハロメタン	0.1 以下		—	0.04	—	4
基 28	トリクロロ酢酸	0.03 以下		—	0.005	—	4
基 29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下		—	0.011	—	4
基 30	ブロモホルム	0.09 以下		—	<0.009	—	4
基 31	ホルムアルデヒド	0.08 以下		—	<0.008	—	4
基 32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	年 4 回	—	<0.1	—	1*2
基 33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下		—	<0.02	—	4
基 34	鉄及びその化合物	0.3 以下	年 12 回	—	<0.03	—	12
基 35	銅及びその化合物	1.0 以下	年 4 回	—	<0.1	—	4
基 36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	年 4 回	—	16.5	—	4
基 37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	年 12 回	—	<0.005	—	12
基 38	塩化物イオン	200 以下		—	20.7	—	12
基 39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	年 4 回	—	45.3	—	4
基 40	蒸発残留物	500 以下		—	103	—	4
基 41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	年 4 回	<0.02	—	1	—*2*3
基 42	ジェオスミン	0.00001 以下	発生時期に月 1 回	—	<0.000001	—	1*4
基 43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下		—	<0.000001	—	1*4
基 44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	年 4 回	<0.002	—	1	—*2*3
基 45	フェノール類	0.005 以下	年 4 回	<0.0005	—	1	—*2*3
基 46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	年 12 回	—	0.9	—	12
基 47	pH 値	5.8~8.6		—	7.5~7.9	—	12
基 48	味	異常でないこと		—	異常なし	—	12
基 49	臭気	異常でないこと		—	異常なし	—	12
基 50	色度	5 度以下		—	0.5	—	12
基 51	濁度	2 度以下		—	<0.1	—	12

表 3－4 水質基準項目及び検査頻度 給水栓（新家配水区）

番号	項目	基準値 (mg/L)	法令及び通知に 基づく 検査頻度	過去 3 年間の最高値 ^{*1}		検査頻度（回／年）	
				代替地点	給水栓	代替地点	給水栓
				新家配水池	兎田給水栓	新家配水池	兎田給水栓
基 01	一般細菌	100 集落以下/mL	年 12 回	—	0	—	12
基 02	大腸菌	検出されないこと		—	検出せず	—	12
基 03	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	年 4 回	<0.0003	—	1	—*2*3
基 04	水銀及びその化合物	0.0005 以下		<0.00005	—	1	—*2*3
基 05	セレン及びその化合物	0.01 以下		<0.001	—	1	—*2*3
基 06	鉛及びその化合物	0.01 以下	年 4 回	—	<0.001	—	4
基 07	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	年 4 回	<0.001	—	1	—*2*3
基 08	六価クロム化合物	0.02 以下	年 4 回	—	<0.002	—	1*2
基 09	亜硝酸態窒素	0.04 以下	年 4 回	—	<0.004	—	4
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	年 4 回	—	<0.001	—	4
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	年 12 回	—	1.25	—	12
基 12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	年 4 回	—	0.10	—	4
基 13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	年 4 回	<0.1	—	1	—*2*3
基 14	四塩化炭素	0.002 以下		<0.0002	—	1	—*2*3
基 15	1,4-ジオキサン	0.05 以下		<0.005	—	1	—*2*3
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下		<0.004	—	1	—*2*3
基 17	ジクロロメタン	0.02 以下		<0.002	—	1	—*2*3
基 18	テトラクロロエチレン	0.01 以下		<0.001	—	1	—*2*3
基 19	トリクロロエチレン	0.01 以下		<0.001	—	1	—*2*3
基 20	ベンゼン	0.01 以下		<0.001	—	1	—*2*3
基 21	塩素酸	0.6 以下	年 4 回	—	0.10	—	4
基 22	クロロ酢酸	0.02 以下		—	<0.002	—	4
基 23	クロロホルム	0.06 以下		—	0.017	—	4
基 24	ジクロロ酢酸	0.03 以下		—	<0.003	—	4
基 25	ジブromクロロメタン	0.1 以下		—	0.01	—	4
基 26	臭素酸	0.01 以下		—	0.005	—	4
基 27	総トリハロメタン	0.1 以下		—	0.05	—	4
基 28	トリクロロ酢酸	0.03 以下		—	0.003	—	4
基 29	ブromジクロロメタン	0.03 以下		—	0.018	—	4
基 30	ブromホルム	0.09 以下		—	<0.009	—	4
基 31	ホルムアルデヒド	0.08 以下		—	<0.008	—	4
基 32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	年 4 回	—	<0.1	—	1*2
基 33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下		—	<0.02	—	4
基 34	鉄及びその化合物	0.3 以下	年 12 回	—	<0.03	—	12
基 35	銅及びその化合物	1.0 以下	年 4 回	—	<0.1	—	4
基 36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	年 4 回	—	16.7	—	4
基 37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	年 12 回	—	<0.005	—	12
基 38	塩化物イオン	200 以下		—	21.1	—	12
基 39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	年 4 回	—	45.5	—	4
基 40	蒸発残留物	500 以下		—	110	—	4
基 41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	年 4 回	<0.02	—	1	—*2*3
基 42	ジェオスミン	0.00001 以下	発生時期に月 1 回	—	<0.000001	—	1*4
基 43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下		—	<0.000001	—	1*4
基 44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	年 4 回	<0.002	—	1	—*2*3
基 45	フェノール類	0.005 以下	年 4 回	<0.0005	—	1	—*2*3
基 46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	年 12 回	—	0.9	—	12
基 47	pH 値	5.8～8.6		—	7.4～7.8	—	12
基 48	味	異常でないこと		—	異常なし	—	12
基 49	臭気	異常でないこと		—	異常なし	—	12
基 50	色度	5 度以下		—	<0.5	—	12
基 51	濁度	2 度以下		—	<0.1	—	12

表 3－5 水質基準項目及び検査頻度 給水栓（童子畑・葛畑配水区）

番号	項目	基準値 (mg/L)	法令及び通知に 基づく 検査頻度	過去 3 年間の最高値 ^{*1}		検査頻度 (回/年)	
				代替地点	給水栓	代替地点	給水栓
				童子畑配水 池・葛畑配 水池	葛畑給水栓	童子畑配水 池・葛畑配 水池	葛畑給水栓
基 01	一般細菌	100 集落以下/mL	年 12 回	—	0	—	12
基 02	大腸菌	検出されないこと		—	検出せず	—	12
基 03	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	年 4 回	<0.0003	—	1	— ^{*2*3}
基 04	水銀及びその化合物	0.0005 以下		<0.00005	—	1	— ^{*2*3}
基 05	セレン及びその化合物	0.01 以下		<0.001	—	1	— ^{*2*3}
基 06	鉛及びその化合物	0.01 以下	年 4 回	—	<0.001	—	4
基 07	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	年 4 回	<0.001	—	1	— ^{*2*3}
基 08	六価クロム化合物	0.02 以下	年 4 回	—	<0.002	—	1 ^{*2}
基 09	亜硝酸態窒素	0.04 以下	年 4 回	—	<0.004	—	4
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	年 4 回	—	<0.001	—	4
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	年 12 回	—	1.16	—	12
基 12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	年 4 回	—	0.09	—	4
基 13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	年 4 回	<0.1	—	1	— ^{*2*3}
基 14	四塩化炭素	0.002 以下		<0.0002	—	1	— ^{*2*3}
基 15	1,4-ジオキサン	0.05 以下		<0.005	—	1	— ^{*2*3}
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下		<0.004	—	1	— ^{*2*3}
基 17	ジクロロメタン	0.02 以下		<0.002	—	1	— ^{*2*3}
基 18	テトラクロロエチレン	0.01 以下		<0.001	—	1	— ^{*2*3}
基 19	トリクロロエチレン	0.01 以下		<0.001	—	1	— ^{*2*3}
基 20	ベンゼン	0.01 以下		<0.001	—	1	— ^{*2*3}
基 21	塩素酸	0.6 以下	年 4 回	—	0.16	—	4
基 22	クロロ酢酸	0.02 以下		—	<0.002	—	4
基 23	クロロホルム	0.06 以下		—	0.021	—	4
基 24	ジクロロ酢酸	0.03 以下		—	<0.003	—	4
基 25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下		—	<0.01	—	4
基 26	臭素酸	0.01 以下		—	0.004	—	4
基 27	総トリハロメタン	0.1 以下		—	0.05	—	4
基 28	トリクロロ酢酸	0.03 以下		—	0.005	—	4
基 29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下		—	0.017	—	4
基 30	ブロモホルム	0.09 以下		—	<0.009	—	4
基 31	ホルムアルデヒド	0.08 以下		—	<0.008	—	4
基 32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	年 4 回	—	<0.1	—	1 ^{*2}
基 33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下		—	<0.02	—	4
基 34	鉄及びその化合物	0.3 以下	年 12 回	—	<0.03	—	12
基 35	銅及びその化合物	1.0 以下	年 4 回	—	<0.1	—	4
基 36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	年 4 回	—	16.2	—	4
基 37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	年 12 回	—	<0.005	—	12
基 38	塩化物イオン	200 以下		—	20.5	—	12
基 39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	年 4 回	—	44.9	—	4
基 40	蒸発残留物	500 以下		—	106	—	4
基 41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	年 4 回	<0.02	—	1	— ^{*2*3}
基 42	ジェオスミン	0.00001 以下	発生時期に月 1 回	—	<0.000001	—	1 ^{*4}
基 43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下		—	<0.000001	—	1 ^{*4}
基 44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	年 4 回	<0.002	—	1	— ^{*2*3}
基 45	フェノール類	0.005 以下	年 4 回	<0.0005	—	1	— ^{*2*3}
基 46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	年 12 回	—	0.9	—	12
基 47	pH 値	5.8～8.6		—	7.5～7.9	—	12
基 48	味	異常でないこと		—	異常なし	—	12
基 49	臭気	異常でないこと		—	異常なし	—	12
基 50	色度	5 度以下		—	0.6	—	12
基 51	濁度	2 度以下		—	<0.1	—	12

- *1 令和3年4月から令和6年3月までの3年間の最高値を指します。ただし、pH値は最低値～最高値で表記します。
- *2 水道法では、過去3年間の当該事項の検査結果がすべて基準値の5分の1以下の場合、検査頻度を1年に1回以上、10分の1以下の場合、3年に1回以上とすることが可能ですが、10分の1以下の場合であっても継続的な水質評価の観点から年1回検査を行います。
- *3 水道法では、送配水施設内で濃度上昇がない項目については、給水栓から受水地点などの起点に遡って検査すること（地点代替）が可能です。それぞれの代替地点で検査を行います。
- *4 水道法では、水源における当該事項を産出する藻類の発生が少ないものとして、検査を行う必要がないことが明らかである期間は検査を行わなくてもよいとされていますが、その場合であっても年1回検査を行います。

表4 給水栓以外の水質基準項目及び検査頻度

No.	項目	検査頻度(回/年)	
		中央配水池・新家配水池・六尾高区配水池・六尾低区配水池・童子畑配水池・葛畑配水池	
1	一般細菌	1	
2	大腸菌	1	
3	カドミウム及びその化合物	1	
4	水銀及びその化合物	1	
5	セレン及びその化合物	1	
6	鉛及びその化合物	—	
7	ヒ素及びその化合物	1	
8	六価クロム化合物	1	
9	亜硝酸態窒素	1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	
12	フッ素及びその化合物	1	
13	ホウ素及びその化合物	1	
14	四塩化炭素	1	
15	1,4-ジオキサン	1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1	
17	ジクロロメタン	1	
18	テトラクロロエチレン	1	
19	トリクロロエチレン	1	
20	ベンゼン	1	
21	塩素酸	—	
22	クロロ酢酸	—	
23	クロロホルム	—	
24	ジクロロ酢酸	—	
25	ジブロモクロロメタン	—	
26	臭素酸	—	
27	総トリハロメタン	—	
28	トリクロロ酢酸	—	
29	ブロモジクロロメタン	—	
30	ブロモホルム	—	
31	ホルムアルデヒド	—	
32	亜鉛及びその化合物	1	
33	アルミニウム及びその化合物	1	
34	鉄及びその化合物	1	
35	銅及びその化合物	1	
36	ナトリウム及びその化合物	1	
37	マンガン及びその化合物	1	
38	塩化物イオン	1	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1	
40	蒸発残留物	1	
41	陰イオン界面活性剤	1	
42	ジェオスミン	—	
43	2-メチルイソボルネオール	—	
44	非イオン界面活性剤	1	
45	フェノール類	1	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1	
47	pH値	1	
48	味	1	
49	臭気	1	
50	色度	1	
51	濁度	1	

表5 水質管理目標設定項目及び検査頻度

番号	項目	男里給水栓・兎田給水栓・りんくう南浜給水栓・童子畑送水ポンプ場給水栓・葛畑給水栓	中央配水池・新家配水池・六尾高区配水池・六尾低区配水池・童子畑配水池・葛畑配水池
目27	腐食性(ランゲリア指数)	4	1
目28	従属栄養細菌	1	—



水質検査計画 泉南水道事業編に対するご意見・ご質問は…

大阪広域水道企業団 泉南水道センター
電話：072-482-6552 FAX：072-482-1460
住所：〒590-0521 大阪府泉南市樽井 737